小樽市クーリングシェルターの指定に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第１項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

（指定要件）

第２条　指定の対象となる施設は市内に所在する施設であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす施設とする。

（１）　適当な冷房設備を有すること。

（２）　北海道を対象とする熱中症特別警戒情報が発表された場合において、開放可能日時の範囲内で当該施設を市民その他の者に開放することができること。

（３）　前号に限らず、第８条に定める運用期間中において、開放可能日時の範囲内で当該施設を市民その他の者に開放することができること。

（４）　受入可能人数に応じた適切な空間と、休憩用の椅子等があること。（既設のもので可。）

（５）　当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。

（指定の申請）

第３条　クーリングシェルターの指定を受けようとする場合、その申出は、小樽市クーリングシェルター指定申出書（様式第１号）を市長へ提出することにより行うものとする。なお、市が管理する施設においてはこの限りではない。

（指定）

第４条　市長は、前条の申出を受けた場合、当該施設の指定が適当と認めたときは、クーリングシェルターとして指定するとともに、法第21条第３項の規定による協定を施設の管理者と締結するものとする。

（公表）

第５条　前条の協定を締結したとき、市長は、クーリングシェルターとして指定された施設の情報を、ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

（指定の期間及び更新）

第６条　クーリングシェルターとして指定する期間は、第４条の規定による指定があった日から当該年度末までとする。ただし、当該期間の満了の１か月前までに、施設から指定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（指定の取消し）
第７条　市長は、クーリングシェルターとして指定した施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。
（１）　施設が廃止されたとき。
（２）　施設が第２条各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
（３）　第４条の協定が廃止されたとき。
（４）　その他市長が指定の必要がないと認めるとき。

（運用期間）
第８条　クーリングシェルターの運用期間は、６月１日から９月30日までとする。なお、運用可能な日及び時間帯については、各施設の実情に応じ、協議の上、決定する。

（施設の管理）
第９条　クーリングシェルターとして指定を受けた施設は、次に掲げる事項について、協力することとする。
（１）　主たる出入口等においてクーリングシェルター・マーク又はロゴの掲示
（２）　冷房設備の適切な管理

（経費の負担）
第10条　クーリングシェルターの運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費は、施設管理者の負担とする。

（委任）
第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和７年５月13日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年５月13日から施行する。